

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	那覇市・豊見城市 糸満市・南城市・ 八重瀬町・南風原町 与那原町

沖縄本島南部地区鳥獣被害防止計画

担当部署名	J A おきなわ 南部地区営農振興センター
所在地	沖縄県八重瀬町字伊覇 2 9 0 - 1
電話番号	0 9 8 - 8 4 0 - 7 8 0 0
F A X 番号	0 9 8 - 8 4 0 - 7 4 7 7

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	シロガシラ・カラス
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	那覇市・豊見城市・糸満市・南城市 ・八重瀬町・南風原町・与那原町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度・南部全域）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害面積(a)	被害金額(円)
シロガシラ	インゲン	60	853,800
	キャベツ	622.6	2,022,200
	スイートコーン	303	160,500
	トマト	1.6	305,000
	ナス	50	800,000
	ブロッコリー	377.5	2,042,680
	レタス	1,499.7	8,088,439
	じゃがいも	37.9	400,650
ハシブトカラス	スイートコーン	0.1	10,000
	ブロッコリー	6	21,640
野鼠	カボチャ	5	80,000
	ブロッコリー	6	32,000
	計	2,969.4	14,816,909

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

・シロガシラ 1. 生息状況：1976年に糸満市で初めて確認され、その後同地域を中心に、徐々に個体数が増加し分布域も拡大している。1998年本島北部地区国頭村まで報告されている。 2. 被害発生時期：群れを形成し始める12月から2月までが最も被害の大きい時期 3. 発生場所：糸満市、八重瀬町、豊見城市でレタス、ブロッコリー、スイートコーン等の露地作物で被害が多く、被害が多発している。

ハシブトガラス

1. 生息状況：沖縄本島北部地区より分布を拡大し、近年、沖縄本島南部地区全域で飛び交う状況が見られ、生息個体数が増加している。
2. 発生場所：正確なカラス被害収集が難しい。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	鳥獣種類	現状値 (令和 2 年度)	目標値 (10%減) (令和 7 年度)
被害 金額 (万円)	シロガシラ	1,467 万円	1,321 万円
	ハシブトガラス	3 万円	2.8 万円
被害 面積 (ha)	シロガシラ	29.52ha	26.57ha
	ハシブトガラス	0.06ha	0.05ha

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	シロガシラ ・被害報告のある圃場に、捕獲箱を設置し駆除を行っており、被害発生時期の12月～3月においては、調査員を雇用し捕獲箱設置圃場の巡回及び捕獲に当たらせている。 ハシブトガラス ・近年被害が発生したので、捕獲箱を設置した。	シロガシラ ・捕獲効率を上げるために、指導員を通して農家から情報収集する。 ・狩猟免許(わな・網)取得による担い手を育成する ハシブトガラス ・市町村・JA等により被害状況調査を行い、現状を把握することや、捕獲箱の設置等により、被害防止対策を取り組む必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	シロガシラ ・防鳥ネット施設を平成22年度に豊見城市に9ヶ所と糸満市に10ヶ所、平成25年度に糸満市に14ヶ所、平成31年度に糸満市に12ヶ所で計45ヶ所整備した。	シロガシラ ・施設未整備地区における被害状況等の情報収集をする必要がある。

	ハシブトガラス ・協議会で1箱実証導入済み	ハシブトガラス ・維持・管理する事が借主の農家では、厳しい状況にある。
--	---------------------------------	---

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

シロガシラ

- ・鳥類であるシロガシラは、移動範囲が広いため、各市町村が連携して広域的な対策に取り組んでいく。
- ・シロガシラを作物に近づけないために、圃場の中央または周辺ではなく、圃場周辺にあるシロガシラの棲家となっている雑木林の近くに捕獲箱を置く等設置場所を検討する。
- ・シロガシラ以外が捕獲されないために、捕獲箱仕様の改良を検討する。
- ・南部地区におけるシロガシラの生態を把握するために、被害を受けやすい品目や圃場の特徴、捕獲数の月別推移を市町・地区別に調べる。
- ・被害が発生する時期(12月～3月)は、鳥獣捕獲調査員を1名確保し、圃場に設置している捕獲箱の管理や餌の補充、捕獲数調査等を行う。
- ・狩猟免許(わな・網)取得による担い手を育成する。

ハシブトガラス

- ・市町村・JA等により被害状況調査を行い農作物への被害状況を把握し、被害状況に応じてテグスを用いたカラス除け等の対策や捕獲箱の維持費、管理の改善を行いながら、被害防止対策を講じることにより、今後、農作物等の被害が拡大していかないようにする。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・市町村ごとに設置した実施班において、捕獲箱の設置、管理、実態把握に努め、沖縄本島南部地区野生鳥獣被害対策協議会でその全体を把握する。
- ・実施班は、市町村担当者、普及センター、JAおきなわ支店担当者、病虫害防除技術センター、猟友会で構成する。

- ・ シロガシラ及びカラスの被害が発生する前に、鳥獣捕獲申請を各市町村から県林業事務所へ行う。
- ・ 捕獲箱による駆除を行う時は、農家がＪＡおきなわ支店担当に捕獲箱借入申請した後、捕獲調査員が現場に出向いて、圃場に捕獲箱を設置する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5	シロガシラ ハシブトガラス	・ 捕獲箱設置の周知 ・ 捕獲する担い手の育成
6	シロガシラ ハシブトガラス	・ 捕獲箱設置の周知 ・ 捕獲する担い手の育成
7	シロガシラ ハシブトガラス	・ 捕獲箱設置の周知 ・ 捕獲する担い手の育成

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
シロガシラの捕獲方法が確立された平成23年度以降、捕獲箱の設置による対策が順調に進み平成28年度まで捕獲頭数は減少傾向であったが、平成29年度～徐々に数が増加し始めていたが、令和2年度以降は、大きな変動はない為、今後も継続的に捕獲計画を進め被害防止に努める。 ハシブトガラスは現在、沖縄本島南部地区全域に生息しており、近年、生息個体数が増加している。 被害状況調査を行うとともに被害状況に応じて捕獲箱の運営等の被害防止対策を講じていく。

- (注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5 年度	6 年度	7 年度
シロガシラ	1,000 羽	1,000 羽	1,000 羽
カラス	50 羽	50 羽	50 羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
シロガシラ 捕獲時期：1 2 月～3 月 捕獲手段：捕獲箱 カラス 捕獲時期：年中（被害状況に応じて対応する） 捕獲手段：捕獲箱

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
那覇市、豊見城市、糸満市、南城市、八重瀬町、南風原町、与那原町	シロガシラ・ハシブトガラス

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項
 (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
シロガシラ	未定	防鳥ネット整備	防鳥ネット整備
ハシブトガラス	未定	防鳥ネット整備	防鳥ネット整備

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5	シロガシラ ハシブトガラス	・ 生息調査、パンフレット配布を行う
6	シロガシラ ハシブトガラス	・ 生息調査、パンフレット配布を行う
7	シロガシラ ハシブトガラス	・ 生息調査、パンフレット配布を行う

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

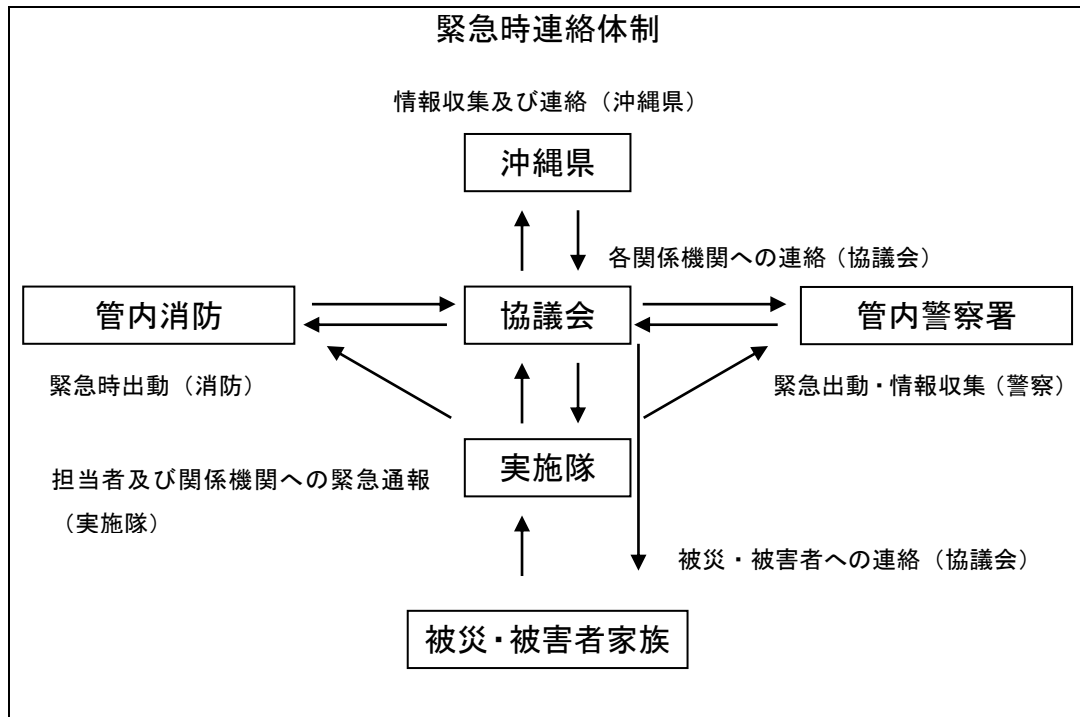
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
本島南部地区7市町	・ 緊急時の情報収集及び関係機関との連携
協議会実施隊	・ 各関係者への情報収集・情報提供・対策
管内警察署	・ 緊急時の対応・出動
管内消防	・ 緊急時の対応・出動
沖縄県	・ 緊急時の情報収集

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲数を確認の上、捕獲現場において埋設処分（買取事業も含む）

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

食品として利用に適さないことから、利用推進は困難である。

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
- 2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	沖縄本島南部地区野生鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
JA おきなわ南部地区営農センター	協議会事務局
市町村	鳥獣許可申請、被害状況のとりまとめ等
普及センター	被害防止技術普及
病虫害防除技術センター	被害防止対策等の指導や助言
JA おきなわ南部地区各支店	被害防止対策実施
猟友会	駆除実施方法指導、講習会の開催

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
株式会社沖縄環境経済研究所	被害対策方法指導、調査等アドバイス

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

--

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。